

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

WEBプロモーション業務

仕様書

1 業務名

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）WEBプロモーション業務

2 目的

徳島県東部圏域15市町村が有する「食」「名所」「歴史・文化・伝統」「アクティビティ」「異文化体験」などの観光資源を、魅力的な写真や動画等を活用し、機構ホームページやSNS等（Facebook、Instagram、Twitter）を用いて国内外に配信することで、閲覧数の増加と発信力の強化を図るとともに、多様化する旅行者のニーズに対応した情報発信により、徳島東部圏域15市町村への観光誘客を図る。

また、配信した情報に対するリアクションや、SNS等で発信される観光等の情報を分析し、マーケティングに役立てることで、より効果的な情報発信や、ブランド力の向上、新たな観光コンテンツの発掘などにつなげるほか、配信・分析したデータを活用し、他の広域DMO、旅行代理店、ランドオペレーターなどへの情報提供やセールスに活用できる素材集としてとりまとめる。

3 委託料上限額

9,760千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

業務締結の日から令和3年3月22日（月）まで

5 業務の内容

（1）Facebook掲載記事の制作・配信業務

「食」「お土産」「遍路」「藍文化」の4テーマで設置するワーキンググループ及び構成15市町村の担当者が出席する連絡会議（以下、「各会議」という。）に参画し、「食」「名所」「歴史・文化・伝統」「アクティビティ」「異文化体験」などのコンテンツについて、Facebookに掲載する記事を制作・配信する。

なお、ワーキンググループは2ヵ月に1回程度、連絡会議は月1回程度の開催を予定している。

<配信回数>

月9回以上（令和2年7月から令和3年3月まで）

<実施手順>

- ① 各会議での意見や、地域資源を活かした観光・物産等の取組みを進める人々へのヒアリングにより、配信コンテンツとターゲットを決定
 - ② 現地取材等を行い、必要な情報や素材を収集し記事を制作
 - ③ 機構 Facebook、Instagram、twitter に制作した記事を投稿
- ※ 投稿は1件当たり500円以上の広告を行うこと

<留意事項>

- ① 記事の制作は各会議やヒアリングの内容を踏まえ、機構と協議のうえ行うこと
- ② 記事のターゲットは具体的な人物モデルを確認し選定すること
- ③ 記事の制作には、「(5) SNS等データ分析業務」で得られた知見を反映すること
- ④ 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて掲載の了解を得ること

(2) ホームページ掲載記事の制作・配信業務

各会議に参画し、「食」「名所」「歴史・文化・伝統」「アクティビティ」「異文化体験」などをテーマに、ホームページに掲載する記事を制作・配信する。

<配信回数>

月3回以上（令和2年7月から令和3年3月まで）

<実施手順>

- ① 各会議での意見や、地域資源を活かした観光・物産等の取組みを進める人々へのヒアリングと、(1)で配信した記事の反響を踏まえ、配信テーマとターゲットを決定
- ② 現地取材等を行い、必要な情報や素材を収集し記事を制作
- ③ 機構ホームページのCMSを使用し、制作した記事をアップロード
- ④ 閲覧数や話題性を獲得する為のWEBプロモーションを実施
(例：WEBニュース配信会社、旅行WEBマガジンなどへのPR業務)

<留意事項>

- ① 記事の制作は各会議やヒアリングの内容を踏まえ、機構と協議のうえ行うこと
- ② 記事のターゲットは具体的な人物モデルを確認し選定すること
- ③ 記事の制作には、「(5) SNS等データ分析業務」で得られた知見を反映すること
- ④ 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて掲載の了解を得ること

(3) 外国人向けホームページ掲載記事の制作・配信業務

「食」「名所」「歴史・文化・伝統」「アクティビティ」「異文化体験」などのコンテンツについて、外国人の視点で体験し、国外に発信するため、ホームページに掲載する英文記事を制作・配信する。

<配信回数>

月4回以上（令和2年7月から令和3年3月まで）

<実施手順>

- ① 各会議での意見や、地域資源を活かした観光・物産等の取組みを進める人々へのヒアリングのほか、外国人や海外の観光事情に精通した者の意見を参考に配信テーマを決定
- ② 現地取材等を行い、必要な情報や素材を収集し記事を制作
- ③ 機構ホームページのCMSを使用し、制作した記事をアップロード
- ④ 機構 Facebook（英語版）に制作した記事を投稿
- ⑤ 閲覧数や話題性を獲得する為のWEBプロモーションを実施
（例：インバウンドプロモーションサイトなどへのPR業務）

<留意事項>

- ① 記事の主なターゲットは欧・米・豪及び在日の英語ユーザーとする
- ② 記事の企画・制作には、外国人や海外の観光事情に精通した者が参画し、これらの者が記事の執筆を行うこと
- ③ 記事はネイティブチェックを行った上で配信すること
- ④ 記事の制作は各会議やヒアリングの内容を踏まえ、機構と協議のうえ行うこと
- ⑤ 記事の制作には、「(5) SNS等データ分析業務」で得られた知見を反映すること
- ⑥ 記事の原稿については、確認のための日本語訳を用意すること
- ⑦ 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて掲載の了解を得ること

(4) 年間まとめ記事の制作・配信業務

(1) から (3) で配信した記事の中から、特に反響が高かった記事を基にテーマを決定し、ホームページに掲載する年間まとめ記事を制作・配信する。

<配信回数>

年3回以上（令和3年2月から3月まで）

<実施手順>

- ① 各会議から出た意見や、地域資源を活かした観光・物産等の取組みを進める人々へのヒアリングと、(1) から (3) で配信した記事の反響を踏まえてテーマとターゲットを決定

- ② 現地取材等を行い、必要な情報や素材を収集し記事を制作
- ③ 機構ホームページの CMS を使用し、制作した記事をアップロード
- ④ 閲覧数や話題性を獲得する為の WEB プロモーションを実施
(例：WEB ニュース配信会社、旅行 WEB マガジンなどへの PR 業務)

<留意事項>

- ① 記事の制作は各会議やヒアリングの内容を踏まえ、機構と協議のうえ行うこと
- ② 記事のターゲットは具体的な人物モデルを確認し選定すること
- ③ 記事の制作は、「(5) SNS 等データ分析業務」で得られた知見を反映すること
- ④ 著作権や使用权などに留意し、必要に応じて掲載の了解を得ること

(5) SNS 等データ分析業務

(1) から (4) で配信した記事のリアクション分析のほか、SNS 等のデータを基に、当機構に関連するキーワードの分析を行い、マーケティングに活用することで、より効果的な情報発信やブランド力の向上、新たな観光コンテンツの発掘などにつなげるとともに、配信・分析したデータを活用し、今後の情報発信やセールスに活用できる素材集としてとりまとめる。

また、各会議の構成メンバーに対し、SNS 等の効果的な活用についての研修を行う。

<実施手順>

- ① 配信した記事のリアクションを分析し、各会議で報告を行う
- ② 各会議からの提案等を受け、SNS 等のデータ分析を実施し報告を行う
- ③ 配信記事や分析結果を基に、情報発信やセールスに活用できる素材集を制作する
- ④ SNS 等の効果的な活用についての研修を実施する (年 1 回)

<留意事項>

- ① データ分析は EBPM (Evidence-based Policy Making) の視点を持って実施すること
- ② 単に数値等を羅列するだけでなく、分析者の解説や提案を加えること
- ③ データ分析は専門家の意見を取り入れながら実施すること
- ④ 素材集は、他の広域 DMO、旅行代理店、ランドオペレーターなどへの情報提供やセールスでの利用を想定している
- ⑤ 素材集は、各コンテンツの画像や基本情報に加え、分析結果から得られた内容や提案を記載すること

6 機構ホームページ及び SNS 等

機構のホームページ及び SNS 等は次のページを活用すること。

- ① ホームページ <https://www.east-tokushima.jp/>
- ② Facebook (日) <https://www.facebook.com/east.tokushima2018/>
- ③ Facebook (英) <https://www.facebook.com/east.tokushima.en/>
- ④ Instagram https://www.instagram.com/east_tokushima/
- ⑤ Twitter <https://twitter.com/EastTokushima>

7 取材、撮影に関わる留意事項

- (1) 取材テーマ、取材先は事前に機構と協議、調整のうえ決定する。
- (2) 取材先との交渉等は原則受託者が行う。(取材先によっては機構が行う場合もある)
- (3) 機構ホームページ及び SNS 等に掲載することについて取材先に了承を得ること。
- (4) 写真はインスタ映えを意識するなど、視覚的に興味や話題を喚起するような素材を盛り込むこと。
- (5) 機構ホームページの宣伝使用及び掲載された写真及び動画については拡散を前提として著作権・肖像権などをクリアすること。

8 成果品

機構ホームページに掲載された記事等について、電子データで次の業務成果品を提出すること。

- ① 掲載記事データ (文章データ、Word 形式)
- ② 掲載写真・イラストデータ (JPEG 形式または PNG 形式)
- ③ その他、本業務に付随する必要な写真データ、バナー等のデータ
- ④ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち機構が指示する資料一式
- ⑤ 閲覧数や話題性を獲得する為の WEB プロモーションで実施した内容、結果を示す報告書 (例: 配信先リスト、効果測定データなど)
- ⑥ SNS 等データ分析業務における素材集

9 事業実績報告書の提出

令和 3 年 3 月 22 日 (月) までに、次の報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1 部
- ② その他関係資料及び電子データ 1 式

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機

構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、清算払いをするものとする。

11 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

12 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

13 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。